

北の若を応援する会 会則

令和3年12月17日施行

令和4年2月28日改正

令和6年4月1日改正

（名称及び事務局、会計）

第1条 この会は、「北の若を応援する会」（以下「本会」という）と称し、酒田市教育委員会スポーツ振興課（酒田市本町二丁目2番45号）に事務局を置く。

（目的）

第2条 本会は、大相撲力士「北の若」を物心両面から支援、激励を行い、会員相互の交流、融和を図り、もって本市の発展を促すことを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、本会の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1）北の若関の支援
- （2）八角部屋への協力
- （3）会員の募集
- （4）本場所の番付表と大相撲カレンダー等の配布
- （5）会員との交流会
- （6）北の若関を応援する大相撲観戦ツアー等の企画
- （7）その他必要な取り組み

（会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人、法人・団体（以下「会員」という）をもって組織し、会員の区分は次のとおりとする。

- （1）個人会員
- （2）法人・団体会員

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）理事長 1名
- （4）副理事長 若干名
- （5）理事 若干名
- （6）事務局長 1名
- （7）監事 若干名

(役員の選出及び選任)

第6条 会長、副会長、理事長、副理事長は、理事の互選により理事会において選出するものとする。

2 理事、事務局長及び監事は、理事会において選任するものとする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、理事会の決するところにより、会務を掌理し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事長は、理事会を統括し、会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 理事は、理事会を構成し、本会の活動の中心的な役割を担う。
- (6) 事務局長は、本会の庶務事務を担当する。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を防げない。

2 前任者の任期の途中で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第9条 役員に不適格が生じた場合は、理事会の3分の2以上の決議を得て解任することができる。

(顧問等)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与の任期は、役員の任期に準ずる。

(会議)

第11条 本会には会議機関を置く。

(1) 総 会 総会は、会員をもって構成する。

(2) 理 事 会 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(総会)

第12条 総会は、原則、毎年1回開催する。

2 総会は、北の若関、八角部屋及び会員間の交流を目的に開催する。

(理事会)

第13条 理事会は、会務遂行により必要に応じて開催し、次に掲げる事項を議決する。

(1) 会則の改廃に関すること。

- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 役員の選出及び選任に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

- 2 理事会の定足数は、理事の過半数とする。ただし、委任状を提出した場合は、出席者とみなすものとする。
- 3 理事会議案の議決は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。
- 4 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の招集を行わず、書面その他の方法により議決に代えることができる。

(入会等)

第14条 本会への入会は次のとおりとする。

- (1) 入会を希望する者は、入会申込書（様式1）に必要事項を記入の上、年会費を納入するものとする。
- (2) 年会費は、次の表によるものとする。

区分	年会費
個人会員	1口 5,000円
法人・団体会員	1口 10,000円

ア 年会費の納入は明瞭性確保のため口座振り込みやクレジット払い等の電子金銭取引としその手数料は、各個人の負担とする。

イ 理由の如何を問わず、年会費は返還しない。また月、日割りの処置はしない。

ウ 年途中からの入会であっても、年会費を全額納入するものとする。

2 本会への入会資格は、次のとおりとする。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員でないこと。
- (2) 自己の名義を前号の団体等に利用させないこと。
- (3) 法人会員及び団体会員における構成員が反社会活動をしていないこと。

3 会員資格の更新は、自動更新とする。ただし、更新を希望しない場合は、11月末日までに退会の手続きを行うこと。

4 入会時に提出した必要事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出るものとする。

(退会等)

第15条 次の各号のいずれかに該当した場合は、退会させることができる。

- (1) 退会届（様式2）の申し出があった場合
- (2) 2年連続して年会費を納入しなかった場合
- (3) 本会則に違反したとき。
- (4) 本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

(会計)

第16条 本会の運営は、会員の年会費、寄付金及びその他の収入（以下「収入」という）をもって充てる。

- 2 本会で集められた収入は、本会の運営、行事などに関する経費、事務局の運営及び維持管理等の必要経費に充てるものとする。
- 3 本会の会計は、毎年1月1日から12月31日までの間とする。
- 4 会計の事務の担当は、事務局長とする。

(解散)

第17条 本会は、北の若関が引退し、本会の清算業務が終了したときに解散する。

(細則)

第18条 本会則に定めのない事項は、理事会の審議を経て会長が別に定める。

附則 1 この会則は、令和3年12月17日から施行する。

2 この附則は、令和3年12月17日から施行する。

附則(改正)

この附則は、令和4年2月28日から施行する。

附則(改正)

この附則は、令和6年4月1日から施行する。